

会 議 録

会 議 名	第 2 回東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村 ごみ処理広域化協議会					
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 2 0 日（木）			開 会	午後 2 時 0 0 分	
				閉 会	午後 3 時 4 5 分	
開 催 場 所	東松山市役所 3 階 全員協議会室					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 協議事項 ・施設整備基本構想（案）について…協議資料 1 ・共同で負担する範囲（案）について…協議資料 2 ・一部事務組合理約（案）について…協議資料 3 ・候補地について…協議資料 4 4 その他 5 あいさつ 6 閉会					
公開・非公開の別	公開（ただし、「候補地について」は非公開とします。）			傍 聴 者 数		2 3 人
非公開の理由 （非公開の場合）	広域化協議会の公開に関する指針第 2 条が引用する東松山市情報公開条例第 7 条第 4 号及び第 5 号イに該当する不開示情報を扱うため					
委員出欠状況	会 長 (東松山市長)	松坂 喜浩	出席	副 会 長 (小川町長)	島田 康弘	出席
	委 員 (嵐山町長)	佐久間 孝光	出席	委 員 (滑川町長)	大塚 信一	出席
	委 員 (ときがわ町長)	前田 榮	出席	委 員 (東秩父村長)	高野 貞宜	出席

担 当 課 長	小 川 町 轟 英 明	嵐 山 町 岡 野 富 春
	滑 川 町 島 田 昌 徳	と き が わ 町 和 田 真 幸
	東 秩 父 村 栗 島 正 行	
事 務 局 (東 松 山 市)	環 境 産 業 部 長 江 口 功 一	環 境 産 業 部 次 長 町 田 和 行
	廃 棄 物 対 策 課 長 新 村 久 徳	ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長 田 代 仁
	ク リ ー ン セ ン タ ー 副 所 長 金 子 昭 宏	廃 棄 物 対 策 課 堀 越 和 行 新 ご み 処 理 施 設 整 備 準 備 室 室 長
	廃 棄 物 対 策 課 中 島 佑 典 新 ご み 処 理 施 設 整 備 準 備 室 主 査	廃 棄 物 対 策 課 滝 本 雅 之 新 ご み 処 理 施 設 整 備 準 備 室 主 査
	廃 棄 物 対 策 課 重 泉 直 也 新 ご み 処 理 施 設 整 備 準 備 室 主 査	
事 務 局 補 佐 (小 川 地 区 衛 生 組 合)	事 務 局 長 磯 田 真 佐 司	主 幹 武 井 純
	主 査 原 口 栄 祐	

次 第	顛 末
1 開 会	— 事務局開会宣言 —
2 あいさつ	— 松坂会長あいさつ —
3 協議事項	(会長) それでは、広域化協議会規約に基づきまして、議事進行を務めさせていただきます。 協議事項に入る前に、第1回協議会で決定した「広域化協議会の公開に関する指針」に基づき、会議の公開・非公開について、委員の皆様にお諮りします。 まず、事務局に確認しますが、本日の協議事項のうち、指針第2条各号に定める不開示情報を扱うものがありますか。 (事務局) 協議事項の上から4つ目の「候補地について」は、まだ、候補地としての方向性が定まっていないことから、会議を公開して不確定事項の情報を公にした場合、住民の間での誤解や憶測による混乱を生じさせ、土地の投機を助長するなどし、特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあること。また、後年には用地買収が想定されているため、資料の公表により、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるおそれがあること。 これらのことから、指針第2条が引用する「東松山市情報公開条例」第7条第4号及び第5号イに該当する、不開示情報であると考えられます。 (会長) それでは、説明が終わりましたので、ご意見等がありましたらよろしく願いいたします。 — 意見なし —

(会長)

よろしいでしょうか。

それでは、指針に基づき、「候補地について」の協議のみを非公開とすることよろしいでしょうか。

— 承諾 —

(会長)

ありがとうございます。それでは、協議事項の上から3つについては、会議を公開とし、「候補地について」の協議のみ非公開とします。

それでは、傍聴人の入室を許可します。

— 傍聴人入室 —

(会長)

それでは、協議に入る前に先ほど協議会で決定した会議の公開・非公開について、改めて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

本日の協議事項の内、上から4つ目の「候補地について」は、まだ、候補地としての方向性が定まっていないことから、会議を公開して不確定事項の情報を公にした場合、住民の間での誤解や憶測による混乱を生じさせ、土地の投機を助長するなどし、特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあること。また、後年には用地買収が想定されているため、資料の公表により、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるおそれがあること。

これらのことから、広域化協議会の公開に関する指針第2条が引用する「東松山市情報公開条例」第7条第4号及び第5号イに該当する、不開示情報に当たるため、非公開とすることが決定されました。

(会長)

事務局の説明のとおり、「候補地について」は非公開として、決定しましたのでお願いします。

それでは、次第の3 協議事項「施設整備基本構想（案）について」、

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

— 「施設整備基本構想（案）について」説明（協議資料１） —

(会長)

説明が終わりました。ご意見等がありましたらよろしく願いいたします。

(大塚委員)

プラスチックのリサイクルの方向性はどのように考えていますか。

(事務局)

プラスチックのリサイクルについては、法律上リサイクルが努力義務となっています。そのため、東松山市・小川地区衛生組合とも原則、全量のリサイクルに取り組んでいるところであり、この流れは、広域化後も継続する想定であります。

リサイクルの方法には、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルなどがあり、新施設では、環境への負荷やコストなどを勘案し、最適な方法を決定していきたいと考えております。

このため、新施設では自前で選別・圧縮・梱包まで行えるようにすることで、様々な方式のリサイクルに対応できるようにしたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

他にありますか。

(佐久間委員)

小川地区衛生組合管内の町村は全てゼロカーボンシティ宣言をしており、東松山市も昨年の１１月に宣言をしています。こうした観点から、環境負荷をどこまで軽減できるかは大変重要な視点だと考えています。

それを前提にお聞きします。現在、東松山市は焼却によりごみを処

理し、小川地区衛生組合はメタン発酵を利用した処理を行っています。新施設は焼却による処理という方向性ですが、この新施設でゴミを焼却するに当たり、環境負荷を軽減できるのか、その考え方をお聞かせください。

(事務局)

環境負荷の軽減については、基本合意に至るまでの調査として、埼玉県環境科学国際センターに依頼し、双方が現在の処理を継続した場合と、新施設を焼却熱を利用した発電をする施設として建設した場合の二酸化炭素排出量を試算いただきました。

結果としては、新施設の方が、年間で約6,400トンの二酸化炭素排出量を削減できるとの結果でした。これは、焼却熱を利用した発電により、そこで生み出された電気を施設内で自己利用したり、余剰分を売電することで、化石燃料由来で作られた電気を減らし、結果的に二酸化炭素排出量を削減できるというものです。

このように、新施設では、発電ができるようになることで二酸化炭素の排出量を削減できると、専門家の試算により示されています。

(佐久間委員)

整理させてください。現在、東松山市は焼却、小川地区衛生組合はメタン発酵を利用していますが、新施設ではこれを全て焼却とするため、この処理の時点だけを見れば、二酸化炭素の排出量、すなわち環境負荷は大きなものになってしまう。

しかし、新施設で電気を生み出すことで、発電所が化石燃料を燃やして作る電気の使用量を減らせる。結果的に、総合的に見れば環境負荷を軽減できる、という考え方でよろしいでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおりです。

効率よく発電できるようになることで、火力発電所由来の電気を使わず、焼却施設で新たに生み出した電気を使えるため、結果的に二酸化炭素が減る仕組みです。

(佐久間委員)

そうすると、先ほど示された削減量の約6,400トンという数字は、信用に足るものと考えてよいでしょうか。専門家に十分審査いただいて算出したとのご説明でしたが、その点をもう一度確認させてください。

(事務局)

埼玉県環境科学国際センターという公的な機関で試算をいただいたものであり、その信頼性は極めて高いものと認識しております。

なぜ新施設でそれだけ二酸化炭素が減るのか、事務局としての見立てを申し上げます。現在の小川地区衛生組合の委託先事業者でも発電は行っていますが、メタン発酵と組み合わせる熱処理方式が超高温により廃棄物を熔融する「ガス化改質方式」をとっております。高温とするために、一般的なストーカ炉と比べて多くのエネルギーが必要となるため、二酸化炭素排出量の削減効果が小さいものと考えております。

ただ、その処理方式は高温により灰まで熔融し、資源物としてメタルやスラグを生成できるため、最終処分量を減らせるという別の利点があります。

(会長)

よろしいでしょうか。

他にありますか。

(前田委員)

メタン発酵施設については、どのような条件でプラントメーカーヒアリングを行ったのか、教えてください。

(事務局)

プラントメーカーヒアリングの内容についてご説明いたします。メタン発酵施設については、可燃物の中からメタン発酵に適するごみとそうでないごみを分ける必要があるため、機械選別装置の設置を条件といたしました。また、メタン発酵施設から出る排水処理については、施設内で浄化处理するクローズド方式を条件として提案を求めました。

機械選別の導入を条件とした理由は、導入しない場合、分別がさらに細くなり住民の負担増や収集運搬費にも多大な影響が出るためです。実際に、２０１４年度以降に設置されたコンバインド方式の施設では、その全てで機械選別が導入されています。

続いて、メタン発酵施設から出る排水については、下水道への放流を行う方式と施設内で浄化处理するクローズド方式の２通りの方法があります。今回は建設候補地が未定であり、かつ、市内の中で下水道に接続できる場所の方が少ないため、立地場所に関わらず対応可能なクローズド方式を条件として提案を求めたものです。

(会長)

よろしいでしょうか。

他になれば、協議事項の１つ目「施設整備基本構想（案）について」は案のとおりとすることよろしいでしょうか。

— 承諾 —

(会長)

ありがとうございます。なお、この基本構想（案）については、今後、第３回及び第４回の広域化協議会で協議後、パブリックコメントを実施した上で、正式に確定するものとして取り扱わせていただきます。

それでは次の協議事項に進みます。「共同で負担する範囲（案）について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

— 「共同で負担する範囲（案）について」説明（協議資料２） —

(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

(高野委員)

「温浴施設などの大きな設備投資が必要となる付帯施設は整備しな

い」とありますが、住民から付帯施設の要望が出た場合はどうしますか。

(事務局)

人口が減少していく中で、公共施設をどこまで持つかは、必要最低限の整備に留めておくべきと考えています。過剰な公共施設を整備すれば、結局はその負担は住民に跳ね返ってしまうため、丁寧な説明を行っていく中で合意形成を図っていければと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

他にご意見がなければ、本協議事項については、案のと通りの負担範囲とすることにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

— 承諾 —

(会長)

ありがとうございます。それでは次の協議事項に進みます。「一部事務組合理約（案）について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

— 「一部事務組合理約（案）規約協議 1（名称）について」説明（協議資料 3） —

(会長)

それでは、規約協議 1 の説明が終わりました。名称について、1 つに決定したいと思います。ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

(島田副会長)

名称が長すぎず、この 1 市 4 町 1 村の枠組みが地理的・地域的に想像しやすいという点から、私としては『比企西部資源循環組合』が最もふさわしいのではないかと考えます。

(会長)

島田副会長からご意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。

— 承諾 —

(会長)

ありがとうございます。

それでは、規約協議 1、組合の名称については、「比企西部資源循環組合」といたします。

それでは次の規約協議に進みます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

— 「一部事務組合规約（案）規約協議 2 から 4 まで」説明（協議資料 3） —

(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

(高野委員)

共同処理する事務の範囲はどこまでか。ごみの収集運搬は含まれますか。

(事務局)

規約案第 3 条の規定では、「ごみ広域処理施設の整備及び稼働後の管理運営」が対象であり、収集運搬は含まれません。収集運搬については今まで同様、各市町村が担当する想定です。

(会長)

よろしいでしょうか。

他にご意見がなければ、本協議事項については、案のとおりとすることよろしいでしょうか。

— 承諾 —

	(会長) ありがとうございます。 それでは、協議会としては、案のとおりといたします。 なお、この規約（案）は、最終的に、各構成団体の議会の議決及び埼玉県知事の許可を経て正式に決定されることとなります。 それでは、本日の会議で公開とした協議事項については、これで終了となります。次の「候補地について」は「広域化協議会の公開に関する指針」第2条の規定に基づき、非公開となりますので、傍聴人の皆様は、こちらでご退席ください。 — 傍聴人退席 — (事務局) 事務局から配布する資料がありますので、ここで5分ほど休憩とさせていただきます。 — 休憩 — (不開示情報を扱うため非公開) (会長) よろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして、本日の協議事項については、終了となります。進行を事務局にお返しいたします。 (江口部長) 松坂市長には議長を務めていただきまして、ありがとうございました。 続きまして、次第4. その他について、事務局よりご説明いたします。
4 その他	— 事務局事務連絡 —

5 あいさつ	— 島田副会長あいさつ —
6 閉会	— 事務局閉会宣言 —